

平成23年4月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ネ)第7831号, 同23年(ネ)第257号 損害賠償請求控訴, 同附帯控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成21年(ワ)第35892号)

口頭弁論終結日 平成23年2月9日

判 決

東京都渋谷区神泉町9番1号

控訴人, 附帯被控訴人 第一商品株式会社

上記代表者代表取締役 落 岩 [REDACTED]

[REDACTED]

控訴人, 附帯被控訴人 幡 [REDACTED]

上記2名訴訟代理人弁護士 竹 内 清

同 竹 内 淳

[REDACTED]

被控訴人, 附帯控訴人 [REDACTED]

上記訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 白 井 晶 子

同 太 田 賢 志

同 佐 藤 顕 子

同 五 反 章 裕

主 文

本件控訴をいずれも棄却する。

本件附帯控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とし, 附帯控訴費用は附帯控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁判

1 控訴の趣旨

(1) 原判決中，控訴人ら敗訴部分を取り消す。

(2) 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

2 附帯控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 附帯被控訴人らは，連帯して，附帯控訴人に対し4852万1805円及びこれに対する平成21年6月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 被控訴人兼附帯控訴人（以下「被控訴人」という。）は，平成20年12月30日，控訴人兼附帯被控訴人第一商品株式会社（以下「控訴人会社」という。）との間で商品先物取引委託契約を締結し，同日から平成21年6月22日までの間，先物取引を委託した。

本件は，被控訴人が，控訴人会社の担当従業員である控訴人兼附帯被控訴人幡■■■■（以下「控訴人幡」という。）は，上記委託契約締結の際の説明義務違反を始め，手数料稼ぎ目的による特定売買の勧誘行為その他違法な勧誘行為及び取引受託行為等の不法行為（民法709条）を行い，その不法行為は控訴人会社の営業方針，営業姿勢に基づくものであるから，控訴人会社にも同様の不法行為が成立して，控訴人幡との共同不法行為となり，そうでないとしても，控訴人会社は，控訴人幡の使用者として民法715条1項に基づく責任を負うと主張し，これらの不法行為に基づいて合計4852万1805円の損害（①上記取引による差損金4412万1805円，②弁護士費用440万円）を受けたと主張して，控訴人らに対し，連帯して4852万1805円及びこれに対する不法行為終了日（取引終了日）である平成21年6月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は，控訴人らの不法行為責任を認め，①の損害額に2割の過失相殺をした3529万7444円に②の弁護士費用のうち350万円を加えた合計38

79万7444円及びこれに対する上記遅延損害金を認容し、その余を棄却した。控訴人らは、認容部分を不服として本件控訴を提起し、被控訴人は、棄却部分を不服として本件附帯控訴を提起した。

- 2 当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1項及び2項に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求は原判決が認容した限度で理由があり、その余は理由がないものと判断する。

その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の1項ないし3項に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決9頁8行目の「乙1に反し、採用できない。」の次に「被控訴人は、先物取引についてまだ説明を受けていなかった被控訴人が、分厚い先物取引の説明書(甲8)をわずか1日で読むことは困難であり、年末にそのような困難な作業を行う動機がなく、乙1は信用できない旨主張する。しかし、どの程度詳しく読むかはともかく、近く翌日又は翌々日に会う約束をしている相手から送られてきた説明書にとりあえず目を通すことは不自然ではなく、この点についての乙1の記載は信用することができる。」を加える。

- (2) 原判決10頁17行目の「(後記(6))」の次に「、『お取引のリスクに関する説明<金の場合>(例)』(甲9)の書面に控訴人幡が『手抜け幅±18円』、『追証の幅±68円』と書き込んだ跡が残っていること」を加える。

- (3) 原判決15頁9行目と10行目との間に次のとおり加える。

「控訴人らは、被控訴人が流動資産のうち『①現金・預貯金2300万円』と『③その他2700万円』は適当に振り分けたと供述しているから、同両欄の金額のみならず、総額も適当に書いた可能性があり、実際には被控訴人保有の流動資産は1億2000万円だと考えても不自然ではないと主

張する。しかし、被控訴人が『申出書』（乙6）において流動資産を1億2000万円と増額変更したのは、上記の事情があったことによるものであるから、控訴人らの上記主張を採用することはできない。」

(4) 原判決20頁6行目と7行目との間に次のとおり加える。

「被控訴人は、本件取引開始当時には、既に統合失調症に罹患しており、理解力、判断力が著しく低下していたと主張する。しかし、被控訴人は、平成9年ころに統合失調症を発症した（甲11）ものの、平成11年4月から [REDACTED] において、統合失調症により休職したり、休んだりしたことはなく、 [REDACTED] は被控訴人の統合失調症罹患を知らないと思われるというのであるから、被控訴人の理解力、判断力が一律に著しく低下していたとみることは困難である。」

(5) 原判決22頁5行目と6行目との間に次のとおり加える。

「控訴人らは、被控訴人が、本件第1審査において値動きが損益に与える影響について誤った回答をした後、広瀬から損益計算方法等の詳細な説明を受ける等しており、また、本件第1審査と本件第2審査との間に、控訴人幡が『お取引のリスクに関する説明<金の場合>』の再説明を行い、被控訴人から説明を理解したとの回答を得、その上で本件第2審査が行われ、被控訴人に対し具体的な数値を上げてリスクの説明をし、被控訴人のリスク許容意思を確認した旨、習熟調査票（甲6）の損益計算ができない等の回答は、同票作成時（平成21年4月21日）、既に多大の損失が出ていたことから、控訴人ら側にこれを転嫁するために虚偽内容を記載したものと考えるべきである旨、したがって控訴人らに説明義務違反はない旨主張する。しかし、本件第1審査において、被控訴人が値動きが損益に与える影響についての質問に対し見当はずれの回答をしたことにより、被控訴人の上記影響やリスクの理解が不十分であることが判明したにもかかわらず

ず、本件第2審査においては、値動きが損益に与える影響について被控訴人に対し再度の質問を行っていないのであるから、被控訴人が上記影響を理解したか否かについて確認が行われたと評価することはできない（控訴人らは、上記のとおり、被控訴人から『お取引のリスクに関する説明〈金の場合〉（例）』の説明を理解したとの回答を得たと主張するが、本件においては、これでは被控訴人に対する確認として十分とはいえないというべきである。）。

したがって、説明義務違反があったという前記判断は左右されない。」

(6) 原判決28頁7行目と8行目との間に次のとおり加える。

「エ 控訴人らは、控訴人会社では委託手数料額に応じた歩合給制度を採っていないから、控訴人幡には、手数料稼ぎ目的で被控訴人を取引に勧誘する決定的動機が欠けていたと主張する。しかし、仮に控訴人会社が歩合給制度を採っていないとしても、勧誘する動機は歩合給に限られるものではなく、従業員としては、自己の営業成績を上げることにより受け得る社内の利益も十分考えられるから、勧誘する動機がないとはいえず、控訴人らの上記主張を採用することはできない。」

(7) 原判決30頁11行目と12行目との間に次のとおり加える。

「被控訴人は、仮に被控訴人に過失があるとしても、被控訴人を過失に誘導した控訴人らの悪性の方がはるかに大きいから、過失相殺をしないことが正義に合致する旨主張する。しかし、控訴人らの不法行為は前記(3)、(4)及び(6)のうち無意味な特定売買にとどまり、前記(5)及び(6)のうち過当頻繁売買は認められないから、控訴人らが被控訴人の犠牲において大きく利益を挙げたとまではいえず、被控訴人が本件損害の発生及び拡大に寄与したと評価され得る上記事情がみられる以上、過失相殺2割を認めるのが相当である。」

2 結論

以上によれば、被控訴人の請求は、原判決が認容した限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却すべきであり；これと同旨の原判決は相当である。

よって、控訴人らの控訴及び被控訴人の附帯控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 加 藤 新 太 郎

裁判官 加 藤 美 枝 子

裁判官 都 築 政 則

これは正本である。

平成23年4月27日

東京高等裁判所第22民事部

裁判所書記官 江森浩明